

# 平成30年度は固定資産税の評価替えの年度です

## 固定資産税とは？

土地、家屋および償却資産(事業用の機械装置)を固定資産といいます。毎年1月1日現在でその固定資産を所有している人に対して課税される税金が固定資産税です。土地や家屋には評価額と呼ばれるものがあり、これを基に固定資産税を計算しています。

## 平成30年度に評価替え

土地の価格は常に変動しますし、家屋は老朽化すれば価値が下がります。こうした資産価値の変動に対応し、評価額を見直すことを「評価替え」と言います。評価替えは3年に1度行われ、平成30年度は、その年にあたります。

土地については、価格基準日を平成29年1月1日時点の評価を実施したうえで、1月1日から7月1日までの半年間に下落が認められる場合には、評価額修正(時点修正)を行ったうえで計算しました。

家屋についても、建築されたすべての家屋(在来家屋)の評価額を建築後の経過年数に応じて見直し、新しい固定資産評価基準を適用して評価額を計算しました。なお、建築後経過年数が長く一定の残存価格まで減価されている場合については評価額が据え置かれます。

## 税額計算は？

評価額から計算された課税標準額に税率1.4%をかけることにより、税額が決定します。

土地の場合、地価が急激に上昇しても税額が突然上がったりしないように緩やかに上げたり、住宅が建っている場合には、住宅用地の特例が適用されて課税標準額が下がり、税が軽減されるなどの措置があります。

家屋の場合は、原則評価額が課税標準額となるため、その税率1.4%をかけて税額を計算します。

### 〈縦覧について〉

町内に固定資産(土地・家屋)を所有する納税者の人で、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を希望される場合、次のとおり縦覧することができます。

**縦覧期間** 4月2日(月)～5月31日(木) 受付時間 8時30分～17時15分

※ 土日祝日は除きます。

**縦覧に必要なもの** 運転免許証などの身分証明書(本人と確認できるもの)

※ なお、代理人の場合は委任状が必要となります。

問 税務課 ☎32-1103

(お願い)

土地の利用状況の変更や、家屋の取り壊しなどをされた場合には、お手数ですが窓口で手続きをお願いします。

# 固定資産税の前納報奨金制度が廃止になります

平成30年度から、固定資産税の前納報奨金を廃止することとなりました。

引き続き「口座振替による全期前納登録」、「納付書全期用」により全期分を一括して納付することは可能ですが、「口座振替による全期前納登録」をされている人で、期別納付への変更をご希望される人は、変更手続きが必要となりますので、通帳・印鑑などを持参のうえ、早急に口座振替登録金融機関などで変更手続きを行っていただきますようお願いします。

問 税務課 ☎32-1103